

昭和57年1月15日

編集・発行

東京都中央区立 京橋図書館

東京都中央区築地1-1-1
電話 543-9025

切絵図考証二

安藤菊一

○夕陽の中の長崎屋

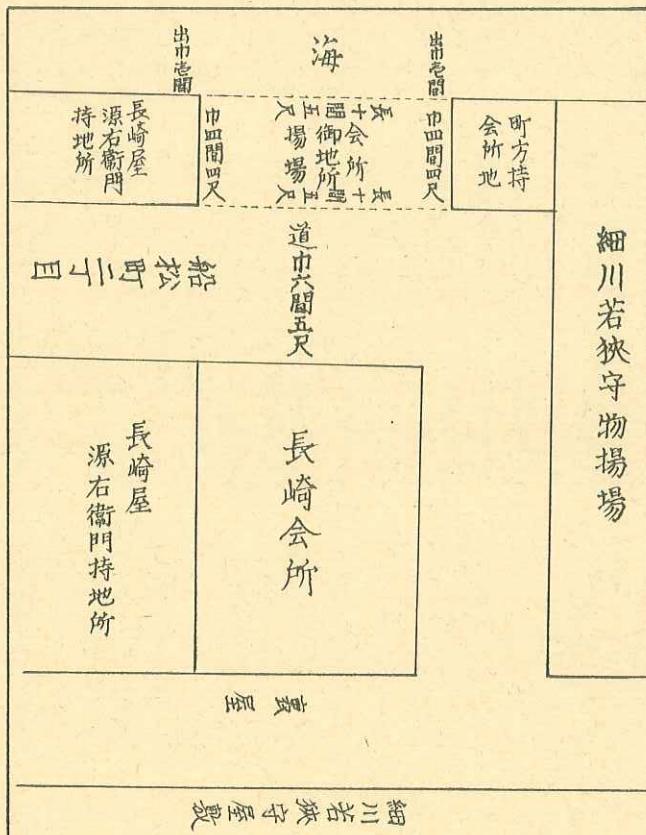
安政五年七月一日、日蘭修好条約が締結され、久しい間続いていた、長崎出島の和蘭商館長の江戸参府の行事も、自然の成行きで停廢された。

通達している。この印章の写は、町年寄
館市右衛門役所を通じて、通二丁目の書物問
屋佐兵衛ほか一人にも伝達された。

しにし、深川でも本所でも、どこか河岸附の便利な場所を得て、転宅したいと思ひますので、どうかそのお許しをえたいといふ文面である。この願書を

源右衛門は、一思案して、長崎奉行所の江戸役所へ願書を差出した。

自分ことは、これまで阿蘭陀宿そのほか長崎表御用向を勤めてきましたが、旧来たびたびの火事に類焼し、難渋しておりますので、今まで居住の本石町三丁目の場所を他人に貸して収入のた



長崎金所附物掲場図面（市由取縄書留から）

書面は老中方へ伺書の形で提出され、関係役職回議の末、長崎屋は町人別のある者だが、「御用達町人同様の取扱い」にすることができるなら、見込のとおりに處理してもらおうという。付箋附きで許可になった。その折の関係書類が、旧幕引継書の内「市中取締連類集」地所之部七ノ五に載っているといつて、朝倉治彦氏が手写して送ってくださったのは、昭和三二年六月のこと。指折

り数えてみると、はや四半世紀にならうとする。歳月の過ぎ去ることの速かなるに、今更驚くばかりである。

今回、ようやく機熟して、船松町移転後の長崎屋について記す段取りになりました。その資料を使わせて頂くこととした。

改めてといふのも変な話だが朝倉氏の御好意に深謝の意を表する。

長崎屋源右衛門の歎願書に対する、荒尾石見守の伺書と、それに対する町奉行の判断は次のとくである。

× × × ×

安政五年十二月

向方相談廻し

荒尾但馬守殿掛合

長崎屋源右衛門住所替之儀に付調

山崎由左衛門

午十二月廿五日 坂本折右衛門御渡即日□付返上

〔播磨守殿下江相談もの〕

拙者儀何之存寄無御座候

午十二月 播磨守

御書面長崎屋源右衛門儀者町方人別

地住居差支無之寫者難申候。尤人參

座并蕃書捌所御用相勤候付、御用達

町人同様之取扱に直り候ハゞ、御見込之通御申上相成可然哉ニ存候。此

段及御挨拶候。

年改って安政六年（一八五九）五月

〔新聞集成六一三六七頁〕旧幕時代に長崎屋

午十二月 町奉行

幕府は神奈川・長崎・函館の三港を開港し、それとともに、海岸の防備について特に厳重な警戒をすることを命じた。そして一〇月三日には、老中安藤対馬守の名をもつて、諸侯陪臣一統

を通じて購入された小銃もこの中に含まれていたにちがいない。

「長崎屋源右衛門唐人參座」が「江戸前浦の第二砲台の守備を、小倉城主小笠原忠嘉には第五砲台の守備を命じた。そして二月三日には、老中安藤対馬守の名をもつて、諸侯陪臣一統

八六〇）になつてからであるらしい。

国会図書館所蔵の『市中取締書留』

江戸前浦の第二砲台の守備を、小倉城主小笠原忠嘉には第五砲台の守備を命じた。そして二月三日には、老中安藤対馬守の名をもつて、諸侯陪臣一統

三月、すなわちその翌年の万延元年（一

十ノ百五十三）に次の記録がある。

〔長崎屋源右衛門唐人參座、以來江戸長崎会所と唱替并右会所附御用

二丁目長崎屋源右衛門方において壳

外差支も無之候間、長崎掛御勘定奉

申立、尤之筋ニ相聞、殊ニ当年よ

りア蘭陀宿者止、是迄勤来候人參

座并蕃書捌所等之御用相勤候儀ニ付、

請候儀勝手次第たるべく候。

十月

長崎廻り舶來小簡類、鉄砲洲船松町

捌候間、万石以上以下諸家陪臣ニ至

迄、望有之面々ハ、同人方ニ而買

二丁目長崎屋源右衛門方において壳

外差支も無之候間、長崎掛御勘定奉

申立、尤之筋ニ相聞、殊ニ当年よ

りア蘭陀宿者止、是迄勤来候人參

座并蕃書捌所等之御用相勤候儀ニ付、

請候儀勝手次第たるべく候。

十一月

長崎廻り舶來小簡類、鉄砲洲船松町

捌候間、万石以上以下諸家陪臣ニ至

迄、望有之面々ハ、同人方ニ而買

二丁目長崎屋源右衛門方において壳

外差支も無之候間、長崎掛御勘定奉

申立、尤之筋ニ相聞、殊ニ当年よ

りア蘭陀宿者止、是迄勤来候人參

座并蕃書捌所等之御用相勤候儀ニ付、

請候儀勝手次第たるべく候。

十二月

長崎廻り舶來小簡類、鉄砲洲船松町

捌候間、万石以上以下諸家陪臣ニ至

迄、望有之面々ハ、同人方ニ而買

二丁目長崎屋源右衛門方において壳

外差支も無之候間、長崎掛御勘定奉

申立、尤之筋ニ相聞、殊ニ当年よ

りア蘭陀宿者止、是迄勤来候人參

座并蕃書捌所等之御用相勤候儀ニ付、

請候儀勝手次第たるべく候。

十三月

長崎廻り舶來小簡類、鉄砲洲船松町

捌候間、万石以上以下諸家陪臣ニ至

迄、望有之面々ハ、同人方ニ而買

二丁目長崎屋源右衛門方において壳

外差支も無之候間、長崎掛御勘定奉

申立、尤之筋ニ相聞、殊ニ当年よ

りア蘭陀宿者止、是迄勤来候人參

座并蕃書捌所等之御用相勤候儀ニ付、

請候儀勝手次第たるべく候。

十四月

長崎廻り舶來小簡類、鉄砲洲船松町

捌候間、万石以上以下諸家陪臣ニ至

迄、望有之面々ハ、同人方ニ而買

二丁目長崎屋源右衛門方において壳

外差支も無之候間、長崎掛御勘定奉

申立、尤之筋ニ相聞、殊ニ当年よ

りア蘭陀宿者止、是迄勤来候人參

座并蕃書捌所等之御用相勤候儀ニ付、

請候儀勝手次第たるべく候。

十五月

長崎廻り舶來小簡類、鉄砲洲船松町

捌候間、万石以上以下諸家陪臣ニ至

迄、望有之面々ハ、同人方ニ而買

二丁目長崎屋源右衛門方において壳

外差支も無之候間、長崎掛御勘定奉

申立、尤之筋ニ相聞、殊ニ当年よ

りア蘭陀宿者止、是迄勤来候人參

座并蕃書捌所等之御用相勤候儀ニ付、

請候儀勝手次第たるべく候。

十六月

長崎廻り舶來小簡類、鉄砲洲船松町

捌候間、万石以上以下諸家陪臣ニ至

迄、望有之面々ハ、同人方ニ而買

二丁目長崎屋源右衛門方において壳

外差支も無之候間、長崎掛御勘定奉

申立、尤之筋ニ相聞、殊ニ当年よ

りア蘭陀宿者止、是迄勤来候人參

座并蕃書捌所等之御用相勤候儀ニ付、

請候儀勝手次第たるべく候。

十七月

長崎廻り舶來小簡類、鉄砲洲船松町

捌候間、万石以上以下諸家陪臣ニ至

迄、望有之面々ハ、同人方ニ而買

二丁目長崎屋源右衛門方において壳

外差支も無之候間、長崎掛御勘定奉

申立、尤之筋ニ相聞、殊ニ当年よ

りア蘭陀宿者止、是迄勤来候人參

座并蕃書捌所等之御用相勤候儀ニ付、

請候儀勝手次第たるべく候。

十八月

長崎廻り舶來小簡類、鉄砲洲船松町

捌候間、万石以上以下諸家陪臣ニ至

迄、望有之面々ハ、同人方ニ而買

二丁目長崎屋源右衛門方において壳

外差支も無之候間、長崎掛御勘定奉

申立、尤之筋ニ相聞、殊ニ当年よ

りア蘭陀宿者止、是迄勤来候人參

座并蕃書捌所等之御用相勤候儀ニ付、

請候儀勝手次第たるべく候。

十九月

長崎廻り舶來小簡類、鉄砲洲船松町

捌候間、万石以上以下諸家陪臣ニ至

迄、望有之面々ハ、同人方ニ而買

二丁目長崎屋源右衛門方において壳

外差支も無之候間、長崎掛御勘定奉

申立、尤之筋ニ相聞、殊ニ当年よ

りア蘭陀宿者止、是迄勤来候人參

座并蕃書捌所等之御用相勤候儀ニ付、

請候儀勝手次第たるべく候。

二十月

長崎廻り舶來小簡類、鉄砲洲船松町

捌候間、万石以上以下諸家陪臣ニ至

迄、望有之面々ハ、同人方ニ而買

二丁目長崎屋源右衛門方において壳

外差支も無之候間、長崎掛御勘定奉

申立、尤之筋ニ相聞、殊ニ当年よ

りア蘭陀宿者止、是迄勤来候人參

座并蕃書捌所等之御用相勤候儀ニ付、

請候儀勝手次第たるべく候。

二十一年

長崎廻り舶來小簡類、鉄砲洲船松町

捌候間、万石以上以下諸家陪臣ニ至

迄、望有之面々ハ、同人方ニ而買

二丁目長崎屋源右衛門方において壳

外差支も無之候間、長崎掛御勘定奉

申立、尤之筋ニ相聞、殊ニ当年よ

りア蘭陀宿者止、是迄勤来候人參

座并蕃書捌所等之御用相勤候儀ニ付、

請候儀勝手次第たるべく候。

二十一年

長崎廻り舶來小簡類、鉄砲洲船松町

捌候間、万石以上以下諸家陪臣ニ至

迄、望有之面々ハ、同人方ニ而買

二丁目長崎屋源右衛門方において壳

外差支も無之候間、長崎掛御勘定奉

申立、尤之筋ニ相聞、殊ニ当年よ

りア蘭陀宿者止、是迄勤来候人參

座并蕃書捌所等之御用相勤候儀ニ付、

請候儀勝手次第たるべく候。

二十一年

長崎廻り舶來小簡類、鉄砲洲船松町

捌候間、万石以上以下諸家陪臣ニ至

迄、望有之面々ハ、同人方ニ而買

二丁目長崎屋源右衛門方において壳

外差支も無之候間、長崎掛御勘定奉

申立、尤之筋ニ相聞、殊ニ当年よ

りア蘭陀宿者止、是迄勤来候人參

座并蕃書捌所等之御用相勤候儀ニ付、

請候儀勝手次第たるべく候。

二十一年

長崎廻り舶來小簡類、鉄砲洲船松町

捌候間、万石以上以下諸家陪臣ニ至

迄、望有之面々ハ、同人方ニ而買

二丁目長崎屋源右衛門方において壳

外差支も無之候間、長崎掛御勘定奉

申立、尤之筋ニ相聞、殊ニ当年よ

りア蘭陀宿者止、是迄勤来候人參

座并蕃書捌所等之御用相勤候儀ニ付、

請候儀勝手次第たるべく候。

二十一年

長崎廻り舶來小簡類、鉄砲洲船松町

捌候間、万石以上以下諸家陪臣ニ至

迄、望有之面々ハ、同人方ニ而買

二丁目長崎屋源右衛門方において壳

外差支も無之候間、長崎掛御勘定奉

申立、尤之筋ニ相聞、殊ニ当年よ

りア蘭陀宿者止、是迄勤来候人參

座并蕃書捌所等之御用相勤候儀ニ付、

請候儀勝手次第たるべく候。

二十一年

長崎廻り舶來小簡類、鉄砲洲船松町

捌候間、万石以上以下諸家陪臣ニ至

迄、望有之面々ハ、同人方ニ而買

二丁目長崎屋源右衛門方において壳

外差支も無之候間、長崎掛御勘定奉

申立、尤之筋ニ相聞、殊ニ当年よ

りア蘭陀宿者止、是迄勤来候人參

座并蕃書捌所等之御用相勤候儀ニ付、

請候儀勝手次第たるべく候。

二十一年

長崎廻り舶來小簡類、鉄砲洲船松町

捌候間、万石以上以下諸家陪臣ニ至

迄、望有之面々ハ、同人方ニ而買

二丁目長崎屋源右衛門方において壳

外差支も無之候間、長崎掛御勘定奉

申立、尤之筋ニ相聞、殊ニ当年よ

りア蘭陀宿者止、是迄勤来候人參

座并蕃書捌所等之御用相勤候儀ニ付、

請候儀勝手次第たるべく候。

二十一年

長崎廻り舶來小簡類、鉄砲洲船松町

捌候間、万石以上以下諸家陪臣ニ至

迄、望有之面々ハ、同人方ニ而買

二丁目長崎屋源右衛門方において壳

外差支も無之候間、長崎掛御勘定奉

申立、尤之筋ニ相聞、殊ニ当年よ

りア蘭陀宿者止、是迄勤来候人參

座并蕃書捌所等之御用相勤候儀ニ付、

請候儀勝手次第たるべく候。

二十一年

長崎廻り舶來小簡類、鉄砲洲船松町

捌候間、万石以上以下諸家陪臣ニ至

迄、望有之面々ハ、同人方ニ而買

二丁目長崎屋源右衛門方において壳

外差支も無之候間、長崎掛御勘定奉

申立、尤之筋ニ相聞、殊ニ当年よ

りア蘭陀宿者止、是迄勤来候人參

座并蕃書捌所等之御用相勤候儀ニ付、

請候儀勝手次第たるべく候。

二十一年

長崎廻り舶來小簡類、鉄砲洲船松町

捌候間、万石以上以下諸家陪臣ニ至

迄、望有之面々ハ、同人方ニ而買

二丁目長崎屋源右衛門方において壳

外差支も無之候間、長崎掛御勘定奉

申立、尤之筋ニ相聞、殊ニ当年よ

りア蘭陀宿者止、是迄勤来候人參

座并蕃書捌所等之御用相勤候儀ニ付、

請候儀勝手次第たるべく候。

二十一年

長崎廻り舶來小簡類、鉄砲洲船松町

捌候間、万石以上以下諸家陪臣ニ至

迄、望有之面々ハ、同人方ニ而買

二丁目長崎屋源右衛門方において壳

外差支も無之候間、長崎掛御勘定奉

場、御用物揚傍示抗、

東南 海手。西北 会所付揚場地

所。右河岸地より海手え出幅一間

傍示抗、抬間五尺之地二本建る。

。東北 長崎屋源右衛門持地所。

西南 町内持会所地。

会所附揚之東北ト西南也。

鉄炮洲船松町式丁目長崎会所附地所

河岸際水中え物揚場、絵図面之通傍

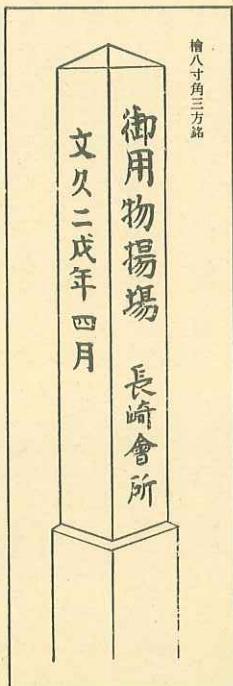
示杭打御引渡三付、請取申候。以上

戊。文久 四月十日

長崎奉行支配書物御用出役

小峰利三郎印

繪八寸角三方銘



(市街篇四六一六三三頁)

船松町式丁目
長崎會所付地所

用達

長崎屋源右衛門

新材木町家持

同

丁字屋源兵衛

〔甚ガ〕

山氣

中長崎

申立

金之内

凡式

萬兩

程奥州筋え

御下ヶ

奥州筋え

に、隠密廻が報告した「風聞書」が載っている。御用物長崎会所と記した絵

符や御用挑灯を掲げた生糸運送船を、

隠密廻が見とがめての報告である。

(全書三四二頁)

生糸買出しニ相廻し、百二拾六箇程
先月二八日横浜表え船廻しこいたし
其節会所より乗込候もの。

長崎會所付役人之由

同用達 丁字屋甚兵衛

三浦啓之助

風聞書

隠密廻

同人手代 名前不知、武人

長崎屋源右衛門手代

同断

名前不知、老人

右五人之もの乗込、御用挑灯并絵符

を立罷越候由。前書之通り拝借御下

ケ金を以買入候生糸横浜表え

壳捌、右壳徳之内御益筋何程、甚兵

衛徳分何程と歟歩合有之候様子ニ而

右等より生糸御用品と唱運取計

候哉ニ相聞、且三浦啓之助之外武家

方乗込ハ無之相聞申候。右密々風聞

承探此段申上候以上。

丑八月

○

右風聞密々承探此段申上候、以上。

丑八月

○

右風聞密々承探此段申上候以上。

○

右風聞密々承探此段申上候以上。

○

州生糸荷物毫箇毎ニ御用物長崎会所

と相記焼印有之絵符板を付車ニ乗セ

小網町式丁目善次郎店船賃運送渡世

駿州屋定次郎方へ積送、同人手船五

助船え七拾式箇、惣助船え五拾四箇、

都合百七拾六箇積入、同月廿七日乗

出し、鉄砲洲長崎会所下え二艘其相

附、同所より武家五人并甚兵衛乗込、

御用高張挑灯相建出帆、翌廿八日横

浜表波戸場え着、水揚致し同所北仲

通四丁目運送渡世駿州屋定助と申も

の方へ積附、翌廿九日運上所え積込

候由。右乗船致し候武家姓名等探索

仕候得共、何分聯と突留兼申候。

右風聞密々承探此段申上候以上。

○

召上候間、早々家作可取扱候。尤引私御手当被下、追而替地被下候迄之内相当之地代金被下候間其旨可レ存。右、井上信濃守様直於御番所御白洲、駒井相模守様御立合被レ仰渡之。（市街篇四八一三九二頁）

南飯田町に移っていた長崎屋源右衛門の家は波戸場の建設予定地となつてまた立退くことになった。ところがこの土地は、源右衛門が長崎会所金を借り購入した地所で、その金の返済がまだ済んでいなかつたため換地の所有権について疑義が生ずるにいたつた。

『居留地御用留』に、その取扱いに関する同書の写が載っている。

築地南小田原町ニ而長崎屋源右衛門所持沽券地千二百武拾六坪余の地所に、波戸場并運上所取建候ニ付、上地為致替地之儀者、築地南小田原町三丁目ニ而七百四拾七坪、鉄炮洲本湊町ニ而四百七拾九坪、合坪數千二百武拾六坪、先達而替地ニ相渡し候。然る處右地所者、源右衛門義長崎会所金押借之上買入候儀ニ而、右長崎会所金之儀者、同府に属し候儀ニ付、右地所源右衛門所轄可レ致苦ニ無レ之、亦運上所ニ属し候儀ニも無之間、地所取上候上、大隈四位殿付属長崎府之者ニ引渡し候様いたし度段、同氏并ニ山口範藏被申聞、右者

至當之儀者可レ之候得共、運上所ニ而者其金子之出處内情等ニ者關係不相致、開市場一般上地之者相当之替地相渡し候迄之儀ニ付、運上所におる源右衛門地所取上、長崎方江相渡候而者名分難ニ相立哉と存候間、右地所者長崎方に引渡し、同方おいて所置いたし候方、当然の儀與と存候。御異存も無御座候はゞ、本文之通取計可レ申与存候。此段御同申候。

南小田原町統理立地相成候分
一、惣坪千二百武拾六坪 長崎屋源右衛門内

四百七拾九坪

（東京市史稿 港湾篇第三 五四九頁）

本漢町統、辰十月四日
辰十二月廿九日為代地ニ相渡候分

右之通り

四月十一日（明治二年歟）

大隈四位殿 山口範藏より懸合ニ付、引渡相済。

（東京市史稿 港湾篇第三 五四九頁）

幕末から明治初年にかけての、築地居留地開設始末は、こと多岐にわたる事務局に配属 築地外人居留地の警備を命令

9・3 江戸、東京となる

7・26 市政裁判所、旧幕府から伊豆七島会所を引継ぐ

9・28 旧幕府別手組二〇一人を外国台を設置し、その下に社寺裁判所・市政裁判所を設けて、政府を推進することとした。六月には、從来町奉行組勘定奉行支配向が立会つて取扱つていた各種会所の書物類を会計局に接収することをきめ、箱館産物会所・諸国産物会所・硝石会所・伊豆七島会所・長崎会所・川船改役所・濁酒会所の記録類を、裁判所附与力に引渡すことを命じた。七月に入つて、長崎会所の財産は

10・27 江戸外国人居留地規則を定め

11・4 外国奉行支配組頭杉浦武三郎 外国奉行並、町奉行並兼帶
11・28 鉄炮洲を外国人居留地とする
12・25 幕府、三田薩摩藩邸を囲み討
12・26 東京府保管の旧長崎会所の洋書、行政官に移管される
慶応四年（一八六八）
1・3 王政復古の大号令出る
1・18 旧幕府、江戸に戒厳令を布く
1・27 烏羽伏見の戦、戊辰戦争起る
4・10 争乱鎮定まで江戸開市延期を各國公使に通告、東久世通禧を江戸開市取扱總督に任命
5・13 東征大総督宮江戸入城
5・24 福沢諭吉、学塾を鉄炮洲から芝新鐵座に移し、慶応義塾と称す
7・4 新政府、上野彰義隊を討伐
7・24 長崎会所にある物品を、鉄炮洲御役所開市御用掛に引渡すことになり、目録作成を命ずる
7・26 市政裁判所、旧幕府から伊豆七島会所を引継ぐ

（東京市史稿 港湾篇第三 五四九頁）

慶応四年五月十九日新政府は江戸鎮台を設置し、その下に社寺裁判所・市政裁判所を設けて、政府を推進することとした。六月には、從来町奉行組勘定奉行支配向が立会つて取扱つていた各種会所の書物類を会計局に接収することをきめ、箱館産物会所・諸国産物会所・硝石会所・伊豆七島会所・長崎会所・川船改役所・濁酒会所の記録類を、裁判所附与力に引渡すことを命じた。七月に入つて、長崎会所の財産は

関東大震災関係図書目録

京橋図書館所蔵 (昭和57年1月現在)

震災記録・調査報告

- 大正大震災大火災 大日本雄弁会講談社 大正12
昭和56年9月1日付の「東京新聞」に、「関東大震災直後に発行の本」として紹介されている。横山大観が表紙を描いているというが、当館所蔵のものは製本されていて表紙がない。
- 震災記念十一時五十八分 東京市 大正13
- 大正大震災火災誌 改造社 大正13
- 大震火災避難の心得 震火災予防調査会 大正13
- 明暦・安政及大正の難 東京市 大正13
- 大正大震火災誌 警視庁 大正14
- 東京府大震災誌 東京府 大正14
- The great earthquake of 1923 in Japan The bureau of social affairs home office Japan 大正15
- 大正震災志 全3冊 内務省社会局 大正15
- 東京震災録 全5冊 東京市 大正15
- 大正12年関東大地震震害調査報告 全3巻 大正15～昭2
第1巻：河川・灌漑・砂防・運河・港湾之部、電気関係土木工事之部
第2巻：上水道・下水道・瓦斯工事之部、鉄道・軌道之部
第3巻：橋梁・建築物之部、道路之部
- 罹災要救護者収容所概要 東京市 昭2
- 東京災害史 畠市次郎 昭27
- 日本橋災害記録史 日本橋消防署 昭30
- 現代史資料6—関東大震災 姜徳相・琴乘洞と朝鮮人一 卷末に関東大震災関係文献目録あり。 昭38
- 関東大震災 中島陽一郎 昭48
- 関東大震災 吉村昭 昭48
- 東京大惨害ドキュメント 松浦総三 昭48
- かくされていた歴史 関東大震災五十周年
朝鮮人犠牲者調査追悼
事業実行委員会 昭49

震災体験記

- 災禍の上に一震災詩集一 詩話会 大正12
- 大地は震ふ 長田幹彦 大正12
- 子供の震災記 初等教育研究会 大正13
- 市民の歌へる 東京市 大正13

東京市立小学校児童震災記念文集 5冊	東京市	大正13
尋常1, 2, 4, 5, 高等科の各巻		
東京震災記	田山花袋	大正13
東京震災美績	東京都	大正13
手記関東大震災 関東大震災を記録する会	昭50	
震災日誌	染川藍泉	昭56

震災写真・地図

- 関東大震災写真帖 婦女界社 大正12
- 国際写真情報 第2巻 11号 国際情報社
—関東大震災号— 大正12
- 大震災写真画報 1～3 大阪朝日 大正12
- 帝都大震火災系統地図 東京帝国大学罹災者情報局 大正12
- 東京及横浜復興地図 時事新報社 大正13
- 大正震災写真帖 内務省社会局 大正15
- 帝都復興記念写真帖 帝都復興記念写真帖発行所 昭5
復興（アルバム） 東京市 昭5

震災復興

- 世界の大震火災と桑港の復興 東京市 大正13
- 帝都復興院事務経過 帝都復興院 大正13
- 図録大震から復興への実情 中外商業新報社 大正14
- 東京市震災復旧事業概要 東京市 大正14
- 帝都復興事業概観 内務省復興局 昭3
- 帝都と復興 不動健治 昭5
- 帝都復興史 1～3 復興調査協議会 昭5
- 帝都復興事業図表 東京市 昭5
- 帝都復興事業大観 上・下 日本統計普及会 昭5
帝都復興事業の完成を記念して、東京市政調査会が開催した復興展覧会に出品された資料や文献を集録したもの。そのために図表や地図が多い。第8章交通には「省線及郊外電鉄利用時間帯」を示す地図、第10章区画整理には、「神社氏子区域図」「児童通学区域図」等がみられる。又第13章橋梁には「三吉橋設計図」が紹介されている。
- 帝都復興秘録 東京市政調査会 昭5
- 帝都復興区画整理誌 全6冊 東京市 昭6～7
- 帝都復興祭志 東京市 昭7